

こんなとき裁判所に行く前に
調停センターを利用して
話し合ってみませんか？

事案例



家賃が払えず立ち退きを要求された

一括払いは無理だけど分割ならなんとか…



友人に貸したお金が返ってこない

こっちの事情もわかってもらいたいなあ…



飼犬が隣人にケガをさせてしまっ
て、治療費などを請求されている

当事者だけで話し合うのは心配だなあ…



自転車がぶつかってきてケガをした
ので治療費などを請求している

相手と直接会って話したいなあ…



事故で車を壊されたので弁償してほしい

二人だと冷静な話し合いができないや…

「短期間に何度も話し合いたい…」
「話し合う日が平日だとちょっと無理…」
「場所が自由に決められたら便利なのに…」
という場合にもまずご相談ください。
(申込相談は無料)



千葉司法書士会へのアクセス



電車の場合 JR西千葉駅より徒歩12分
京成西船橋駅より徒歩8分
千葉みなと駅より徒歩15分

お車の場合 国道14号線船橋4丁目交差点を木更津方向に向かっ
て右折し、約100メートル先右側(但し、駐車場はござ
いませぬ。西千葉近くの有料駐車場をご利用ください)

千葉司法書士会調停センター

〒261-0001
千葉市美浜区幸町2-2-1 千葉司法書士会館

お気軽に
お問い合わせください。 TEL.043-246-2666
URL: <https://chiba.shihoshikai.or.jp>



かいけつサポート
認定紛争解決サービス

開設年月日/平成29年9月9日 認定番号/第90号

千葉司法書士会調停センターは、「裁判外紛争解決手続の利
用の促進に関する法律(ADR法)」に基づき、話し合いにより
紛争の解決をめざす法務大臣の認定を受けたセンターです。

令和5年3月31日現在

千葉司法書士会調停センター

もっと、きっと、話せばわかる

話し合い という選択。



司法書士が同席し「話し合いによる解決」で
さまざまなトラブルの解決をサポートいたします。

☎043-246-2666

千葉司法書士会 調停センターって どんなところ？



千葉司法書士会調停センターは、千葉県内すべ
ての司法書士が加入する千葉司法書士会が設
置した機関です。
さまざまなトラブルを抱えた方が、「話し合いに
よる解決」を望まれるとき、司法書士が同席す
る調停手続を実施することで、トラブルの解決
をサポートいたします。

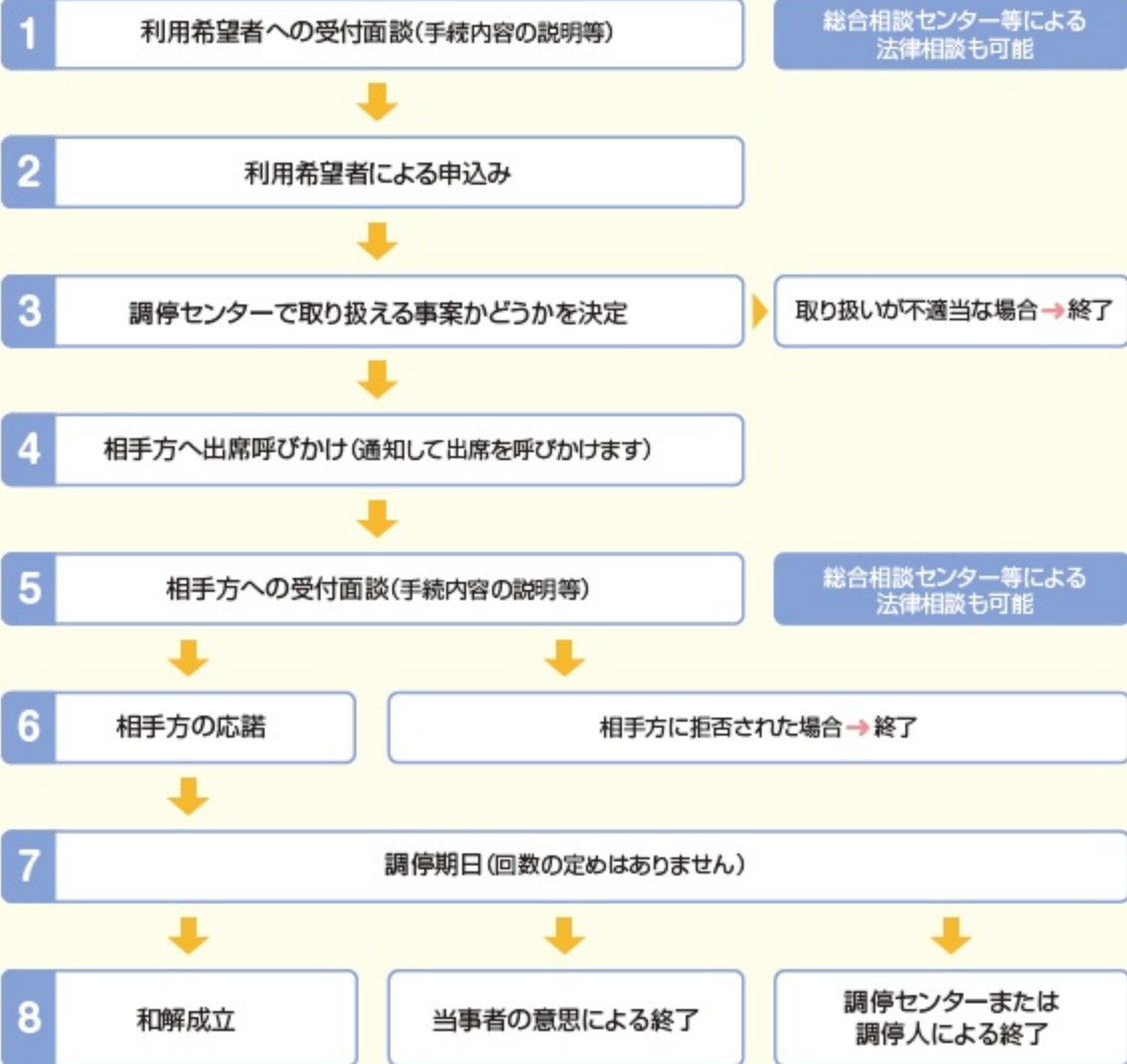
法律にとらわれず自由な
解決策を作り出します

調停センターの最大の特徴は、最終的にどのよう
にするのかを、調停人ではなく、当事者同士が決定す
ることです。法律にとらわれず自由な解決策を模
索し、作り出していくことができます。

司法書士から選ばれた
調停人がサポートします

調停センターでは「話し合いの場」を支えるため司法
書士から選ばれた調停人が、「公平・公正・中立」な立
場で同席し、円滑な話し合いに向けサポートします。

調停センターの受付の流れ



このように
調停手続は進みます。

総合相談センター等による
法律相談も可能

取り扱いが不適当な場合 → 終了

総合相談センター等による
法律相談も可能

相手方に拒否された場合 → 終了

調停センターまたは
調停人による終了

当事者の意思による終了

千葉司法書士会 調停センター

Q&A

皆様から寄せられる
よくあるご質問に
お答えします

Q1.調停(話し合い)はどこでするのですか？

A 調停(話し合い)は、基本的に千葉司法書士会の会館で行いますが、裁判所の調停が裁判所でしか行われないとは異なり、場所の制限はありません。ですから、当事者双方の事情をお聞きしたうえで、他の場所で調停を行うことも可能です。

Q2.調停(話し合い)の日時は決められているのですか？

A 裁判所の調停(千葉県内の運用)では、平日昼間に月1回程度の回隔で期日が設定されますが、調停センターでは、当事者双方の事情により柔軟な設定が可能です。例えば、仕事の関係で平日の夜間や土曜日に話し合いをしたい場合や、続けて3~4時間連続して話し合いをしたい場合、短期間のうちに数回集中して話し合いをしたい場合にも利用することができます。

Q3.調停センターでは法律相談も受けられますか？

A 調停人は、「公平・公正・中立」な立場で話し合いに関与します。そのため、調停手続の中では、調停人はどちらか一方の当事者に法的なアドバイスをするのは原則としていたしません。法律相談をご希望の場合には、「ちば司法書士総合相談センター(☎043-204-8333)」における無料法律相談を受けていただくことができます。

Q4.調停(話し合い)で約束したことは守ってもらえますか？

A 調停センターでは、「話し合い」を充分に行い、その過程で本当に守れる約束であるかどうかをよく確認します。原則として強制力はありませんが、双方が充分納得して取り交わした約束は、きちんと履行されることが多いと言われています。*

Q5.秘密は守られますか？

A 調停センターの手続は非公開です。調停を行う場所を始めとして、プライバシーには十分配慮をいたします。また、調停手続に関する資料は厳重に管理され、調停手続に関与する者には守秘義務が課されているので、ご安心ください。



ご安心ください

*なお、一定の条件のもと、調停で成立した和解について、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることが可能になります。(特定和解)

対応のできる事案について
民事に関する紛争のうち、その紛争の価額が140万円以下の事案に関してご利用いただけます。ご利用いただけるかどうか確認するため、まず受付面談(申込相談)を受けていただけます。(面談費用はかかりません)

調停費用
(事務手数料)
5,500円(税込)
申込時に申込人より納付いただけますが、一部の条件の下、減免される場合があります。

ご用意いただくもの

- ご印鑑
- ご本人であることが確認できるもの(免許証等)

*その他ご用意いただく書類等に関しては別途ご案内いたします。